

[事案 28-139] 契約解除取消請求

・平成 29 年 5 月 24 日 和解成立

<事案の概要>

募集人の助言に従って告知したことを理由に、告知義務違反による契約の解除の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 28 年 1 月に契約した医療保険について、同年 4 月に告知義務違反により契約を解除されたが、以下の理由により、解除を取り消してほしい。

- (1)告知の際、平成 27 年 10 月にMR A検査を受けて脳動脈瘤の病名を告げられたことを募集人に伝え、告知書の記入方法を確認したところ、記入しなくてもよいと言われたため、それに従った。
- (2)同時期に申し込んだ他保険会社の契約においては、正しく告知を行った。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)告知は、被保険者から当社に対して告知書により行うものであり、募集人に伝えても告知したことにはならない。
- (2)募集人は、契約申込み前の平成 27 年 11 月に、申立人から検査を受けたことを聞いていたが、何ら異常はなく治療も不要と聞いていた。また、告知の際には、申立人から検査に関する話はなかった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、募集人の対応に不適切な点があったかどうかなど契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人が告知を妨害するなどしたとは認められず、告知義務違反による契約の解除の取消しを認めることはできないが、募集人は申立人から検査を受けたことを聞いていたのであれば、告知の際に告知の重要性について丁寧に説明することが期待されるころ、申立人と募集人との間で何らかの誤解が生じていた可能性も否定できないため、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。